

札幌国際芸術祭 2014
オープニングイベント及びクロージングイベント企画・運営補助業務
公募プロポーザル募集要領

1 業務名

札幌国際芸術祭 2014

オープニングイベント及びクロージングイベント企画・運営補助業務

2 提案を求める項目

(1) 札幌国際芸術祭 2014 オープニングイベント

札幌国際芸術祭 2014 の概要を勘案の上、本年 7 月 19 日に実施するオープニングイベント（オープニングセレモニーを含む）の企画について提案をすること。

(2) 札幌国際芸術祭 2014 クロージングイベント

札幌国際芸術祭 2014 の概要を勘案の上、本年 9 月 28 日に実施するクロージングイベント（クロージングセレモニーを含む）の企画について提案をすること。

3 その他の業務

本年 7 月 19 日から 27 日までをオープニングイベント期間と、また本年 9 月 22 日から 28 日までをクロージングイベント期間と設定し、芸術祭に関する様々なイベントやプロジェクトの実施を検討している。それらのイベントやプロジェクトの運営補助について、本業務の付帯業務として委託をすることを検討している。（映画「あなたの都市の上に草は生える」の上映補助、日本の伝統芸能の公演補助、国際公募の表彰式補助など合計 7 事業を想定）

4 予算の目安

9,000 千円程度（上記 2 及び 3 の合算額、消費税及び地方消費税を含む）

5 委託期間

契約締結日から平成 27 年 1 月 30 日まで

6 業務遂行にあたっての留意点

- (1) 個人情報の収集は必要最小限にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を順守し適正な取り扱いをすること。
- (2) 著作物については、肖像権、著作権、商標権その他の諸権利を侵害することがないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。手続きに不備があった場合、そのほか受託者の責によって紛争や損害が生じた場合の責任の一切は受託者が負うことになる。
- (3) 具体的な業務の遂行については、事務局と協議のうえ、実施すること。

7 公募型プロポーザルの参加資格

- (1) 法人であること。
- (2) 本業務の目的を円滑かつ効率的に遂行できる国内外へのネットワークと国際芸術祭事務局と円滑に協議ができるような体制のある事務所を札幌市内に有していること。
- (3) 札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第2条第1項及び第2項、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第3条第1項に該当する者でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とした法人でないこと。

8 公募型プロポーザルへの参加申込等

- (1) 申込書類の提出期限
平成26年3月31日（月）午後12時まで
- (2) 申込書類
 - ① 参加申込書（様式1） 1部
 - ② 参加資格を有する旨の申出書（様式2） 1部
 - ③ 団体の法人登記簿謄本 1部
 - ④ 札幌市税の納税証明書（指名願） 1部
 - ⑤ 消費税及び地方消費税の納税証明書 1部
 - ⑥ 企画提案書（様式3） 6部（別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。）

※③～⑤は、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は省略することができる。
- (3) 申込方法
上記の申込書類を下記担当者まで連絡のうえ持参すること。
- (4) その他の留意事項
 - ① 申込書類等の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
 - ② 申込書類等に虚偽があった場合は失格とする。
 - ③ 提出のあった申込書類等は返却しない。
 - ④ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
 - ⑤ 申込書類等の著作権は申込者に帰属するが、主催者が本件の選定の公表等に必要となった場合は、無償で使用できるものとする。
 - ⑥ 申込書類等は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。
 - ⑦ 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (5) 失格要件
次のいずれかに該当した者は失格とする。
 - ① 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
 - ② 本プロポーザルの手続期間中に札幌市契約規則（平成4年規則第9号）に基づく指名停止を受けた者

- ③提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- ④審査の公平性を害する行為を行った者
- ⑤その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

9 審査

(1) 一次審査

- ①審査に際して、応募件数が多数となった場合は、提出された申込書類等による一次審査（書類審査）を行い、3社程度を一次審査通過者としたうえで、一次審査通過者のみに審査委員会によるヒアリングを行う。
- ②応募件数が3件程度以下の場合は、一次審査を省略し、すべての企画提案を一次審査通過とする。

(2) 最終審査（ヒアリング）

- ①一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。
- ②出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ③ヒアリングは1社約30分（提案説明約15分、質疑約15分）を想定し、順次個別に行う。（一次審査の通過数により、1社あたりの時間は変わる可能性がある。）
- ④ヒアリングの詳細については、別途通知する。
- ⑤最終審査は、書類審査及びヒアリングの結果を総合的に勘案して審査する。なお、応募者が1社の場合でも最終審査を実施し、最低基準点を超えた場合には入選者として選定する。
- ⑥選定の結果は、ヒアリングを実施した企画提案者全員に文書で通知する。

(3) ヒアリングの日時

平成26年4月初旬 ※日時は別途指定する。

10 評価基準

評価にあたっては、概ね次のような点を基準に点数化し、総合得点により評価を決定する。

	評価項目	配点
提案者に対する評価	本業務に類する業務での実績は十分あるか	20点
	本業務の目的を円滑かつ効率的に遂行できる国内外へのネットワークを有しているか	10点
	事務局と円滑な協議ができるのに十分な体制のある事務所を札幌市内に有しているか	10点
提案に対する評価	札幌国際芸術祭2014の全体概要を理解した提案か	20点
	芸術祭の開催を広く国内外に発信できる提案か	20点

熱意や意欲に対する評価	提案を実現するための意欲や熱意、知識は十分にあるか	20 点
-------------	---------------------------	------

11 契約

- (1) 本業務の委託は、最終審査の結果、得点の高い企画提案者から順に交渉を行い、本業務の委託の相手先を決めていくものであり、その手続きについては、札幌市契約規則による。ただし、プロポーザル方式の性質上、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。
- (2) 審査委員会により選定された優先交渉団体と当実行委員会の間で提案の詳細を協議のうえ締結する。
- (3) 優先交渉団体との協議が不調に終わった場合は、次点の団体と交渉する場合がある。
- (4) 本業務は平成 26 年度のオープニングイベント及びクロージングイベントの実施のために行うものであり、26 年度において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、事業を縮小し委託額を減額することや当該契約を解除することがある。この場合に発生する損失については受託者が負うこととする。

<本件に関する問い合わせ・書類の提出先>

創造都市さっぽろ・国際芸術祭実行委員会 国際芸術祭事務局 納（村）/ 佐々木
 （札幌市役所 2 階 札幌市国際芸術祭担当部内）

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 TEL 011-211-2314、FAX 011-218-5154

E-mail info@siaf.jp